

平成30年度
埼玉県職員採用選考
(保 育 士)
受 験 案 内

受付期間 平成30年 9月20日(木) ~ 10月17日(水) (期間内消印有効)
任命権者選考 平成30年11月04日(日)
人事委員会選考 平成30年11月28日(水)

- 1 職 種 保育士
- 2 採用予定人員 2人
(欠員の状況等により変更になる場合があります。)
- 3 職務内容 児童相談所の一時保護所に勤務し、一時保護している子どもの生活指導業務等に従事します。
(採用後は、県の人事異動方針に基づき、他の勤務課所へ異動になる場合があります。)
- 4 採用予定日 平成31年4月1日
- 5 受験資格
 - 昭和63年4月2日以降に生まれた人で、保育士登録を受けた人又は平成31年3月31日までに保育士登録を受けることが見込まれる人。
 - 国籍は不問です。ただし採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
 - なお、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません(以下はその内容です。)
 - ・ 成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

6 申込手続

- ① 申込手続 所定の履歴書（A3ヨコ）及び保育士免許の写しを締め切り日までに郵送又は持参してください。
 ※必要事項を記入し、写真貼付、押印の上提出してください。
 ※携帯電話等をお持ちの場合は、併せて記入してください。
 ※履歴書の様式は以下のURLからダウンロードすることができます。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/syokuin/hoikushi.html>
- ② 受付締切 平成30年10月17日（水）（期間内消印有効）
- ③ 送付先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
 埼玉県福祉部福祉政策課職員担当 榎本、木元
 電話048-830-3389

7 採用選考

(1) 任命権者による選考

① 日時・場所・合格発表

選考	日時	場所	合格発表
任命権者選考	平成30年11月4日（日）	埼玉県庁 （申込者には別途案内します）	受験者全員に郵送にてお知らせします。

② 方法及び内容

選考	方法	内容
任命権者選考	人物試験	人物及び専門的知識等について、個別面接による試験を行います。

注1 公共交通機関を利用し、時間に余裕を持って集合してください。

注2 携行品：筆記用具

(2) 人事委員会による選考（任命権者選考の合格者に対して行います。）

① 日時・場所・合格発表

選考	日時	場所	合格発表
人事委員会選考	平成30年11月28日（水）	さいたま市 （任命権者選考合格者に別途案内します）	実施後1か月以内に、受験者全員に郵送にてお知らせします。 ※通知が届かない場合は、「11 問い合わせ先」まで御連絡ください。

② 方法及び内容

選考	方法	内容
人事委員会選考	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、多肢択一式による試験を行います。
	論文試験	文章による表現力、課題に対する理解力、思考力、その他の能力について、記述式による筆記試験を行います。
	人物試験	人物について、個別面接による試験を行います。
	適性試験	公務員として職務遂行上必要な素質及び適性についての試験を行います。

注1 この試験は短期大学卒業程度により行います。

注2 公共交通機関を利用し、時間に余裕を持って集合してください。

注3 携行品：任命権者選考合格通知、鉛筆（HB5本程度）、シャープペンシル、消しゴム、
昼食・飲み物、腕時計（携帯電話、スマートフォンは使用不可）

8 合格から採用まで

- ① 原則として、平成31年4月1日以降の欠員等に応じて採用されます。
- ② 身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合には採用されません。
- ③ 保育士登録を受けることが見込まれる人は、平成31年3月31日までに登録を受けられない場合は正式採用されません。

9 給 与

- ① 初任給は、約196,700円（地域手当等を含む。）です。これは、児童福祉法による保育士を養成する学校その他の施設（修業年限2年以上）を卒業後、直ちに採用された場合によるものです。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがあります。
- ② 上記の初任給のほか、支給要件に該当する人は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ③ 上記は、平成30年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによります。

10 勤務時間、休暇等

- ① 勤務時間 変則交代勤務制（4週間を平均して1週間につき38時間45分勤務、週休日は4週間について8日）
- ② 休 暇 年間20日の年次有給休暇（ただし、新規採用職員については、採用月により20日以内で別に定められています。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、忌引、出産、育児等）等があります。
- ③ 貸付制度 普通貸付、特別貸付、住宅貸付等の制度があります。
- ④ 祝 金 等 結婚祝金、就学祝金等の制度があります。

11 問い合わせ先

埼玉県福祉部福祉政策課職員担当 榎本、木元

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3389

＜参考＞児童相談所一時保護所の概要

児童福祉法第12条の4の規定に基づき児童相談所に設置された、児童を一時保護する施設であり、埼玉県が設置運営している。現在、埼玉県では、中央、南、所沢、越谷の4カ所の児童相談所に一時保護所を設置している。

- 中央児童相談所

上尾市上尾村1242-1 JR高崎線上尾駅東口から徒歩20分

- 南児童相談所

川口市芝下1-1-56 JR京浜東北線蕨駅東口から徒歩25分

- 所沢児童相談所

所沢市並木1-9-2 西武新宿線航空公園駅東口から徒歩10分

- 越谷児童相談所

越谷市恩間402-1 東武伊勢崎線大袋駅から徒歩15分

児童の一時保護は、児童福祉法第33条の規定に基づき児童相談所長が必要と認める時に行っている。原則として、一時保護所への入所期間は2ヶ月であり、一時保護を行う必要のある場合は、概ね次のとおりである。

- 緊急保護

棄児、迷子、家出、虐待、放任等の理由により緊急保護しなければならない場合

- 行動観察

適切、具体的な援助指針を定めるために、十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

- 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等